

東文工健発第177号  
令和5年10月30日

事業主様

東京文具工業健康保険組合  
理事長 小川 晃弘

「年収の壁・支援強化パッケージ」における  
事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、社会保険料の負担がない被扶養者の方について、年間収入が130万円以上となった場合に、社会保険料負担の発生により手取り収入の減少を理由として就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への対応が急務となっております。

このため、当面の対応として、令和5年9月に政府において、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受けて、10月中をめどに取り扱いが開始されることとなっておりますが、この度、令和5年10月20日付保保発1020第3号厚生労働省保険局保険課長通知により、具体的な取り扱いが示されましたので、ご通知いたします。

内容に等につきましては、下記のとおりとなりますので、被保険者及び被扶養者の皆様へご周知の程よろしくお願いいたします。

記

1. 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について

この度示されました「年収の壁・支援強化パッケージ」により、収入のある被扶養者が、一時的な収入変動により年間収入が130万円以上となる場合であっても、通常提出が求められる書類と併せて、別添の事業主の証明書をご提出いただくことにより、その収入が恒常的ではないことが証明できた場合には、健康保険の被扶養者として継続して加入することができます。

2. 適用されるケース

雇用契約書上、本来は年間収入が130万円未満（一か月あたり108,334円未満）であった方が、人手不足等による労働時間の延長等に伴う一時的な収入変動により年間収入が130万円以上となる場合に対象となります。

以下にケースを示しましたので、ご参考にしてください。

- ケース1 当該事業所の従業員の退職や休職により業務時間等が増加等
- ケース2 当該事業所が例年よりも受注増等により事業所全体の業務量が増加等
- ケース3 当該事業所の突発的な大口案件等により業務量が増加等

※ ただし、基本給や時給が上がった場合や、恒常的な手当が新設されたなど、今後も引き続き収入が増えることが見込まれる場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

※ 本措置は、事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長による一時的な収入変動が対象となるため、フリーランスや自営業者の方は対象となりません。

### 3. 手続き

被扶養者認定手続き、または現在行っている被扶養者確認調書にて前年の収入が一時的な変動により130万円を超えた場合に、別紙の「被扶養者の収入確認に当たっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書」をご提出ください。

その際、必ず「住民税の課税証明書」及び「雇用契約書の写し」を添付してください。

### 4. 適用開始日

令和5年10月20日。

なお、適用開始日前に遡っての取り扱いはいたしません。

また、本措置は令和7年（2025年）に予定している、次期年金制度改革まで当面の間対応するものです。

※ 上記の件についてのご質問等は当組合業務部資格係までお問い合わせください。

※ 「年収の壁・支援強化パッケージ」の詳細については厚生労働省ホームページにてご確認・お問い合わせください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

東京文具工業健康保険組合  
業務部業務課資格係  
電話 03-3866-8141  
ダイヤル番号「1」